



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成27年1月1日  
第237号

発行責任者 支部長 岡部 豊生  
編集責任者 副支部長 松永 研嗣  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社

# 謹賀新年



(蔵王の樹氷)

# 新春のご挨拶



支部長  
**岡部 豊生**

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は支部会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税制面においては、昨年3月に13年ぶりに税理士法が改正されました。申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などについて、数多くの重要な見直しが行われました。この改正により、税理士制度が一層国民・納税者から信頼され、社会の期待に応え得る制度として高く評価されるために、専門家としての職責を自覚し、常に高度な使命感と倫理観を持って税理士業務を遂行されなければなりません。また、確定申告期における無料相談、成年後見制度へ支援事業、租税教育に関する普及・推進など社会的・公益的な取り組みも求められています。

また、消費税率が昨年の4月に5%から8%となり、増税以降の景気は低迷し、7~9月期の国内総生産(GDP)速報値が2四半期連続のマイナス成長になりました。今年

10月に予定されていた消費税率10%への再増税は2017年4月まで1年半延期になり、複数税率の導入も検討されています。相続税では、今年の1月から基礎控除が4割縮小され、相続税の課税対象者の大幅な増加への対応や生前贈与の活用などの相続対策が求められています。

昭和支部におきましては、昨年5月の定期総会でご承認いただきました事業計画に基づき会務を進めております。研修関係では税制改正をはじめ所得税・相続税・消費税など実務に即した研修会を開催しました。広報関係では支部報・ホームページによる会員への情報提供、また小学校・中学校・高等学校への租税教室の更なる充実を図っています。税務支援関係では税務相談所の運営、商工会への派遣などを通じ、税理士の社会的貢献に努めています。厚生関係では6月に家族・職員も参加できる日帰り研修旅行「琵琶湖ミシガンランチクルーズと彦根城の旅」を実施し、会員の親睦を深めてまいりました。また、制度部では、平成28年度の税制改正要望項目の検討をいたしました。

これからも昭和支部の伝統である「和」をもって、各々が連携をはかり部長・部員の協力のもと、会員のための会務運営をしてまいります。会員の皆様にはますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1月9日(金)には、税理士法の改正に伴い支部規則の整備を図るため、支部臨時総会を開催いたします。終了後には新年会も開催いたしますので、多数ご出席いただきますようお願いいたします。

本年がご多幸と希望に満ちた良い年となることを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## こもれび

昨年も、多くの台風が発生し、そのうち幾つかが、日本に上陸した。

特に、今年の台風18号、19号は秋の行楽シーズンに本州を直撃し、予定していた支部旅行、個人的に予定していた旅行が、2週連続でキャンセルとなった。

台風はこの時期だけに発生するものではないのに、何故この時期はこっちに?

そんなこと一般常識なのだろうか?と思いつつも、今まで全く無関心で、天気予報を見ているだけだったので、気になって少しだけ調べてみると・・・

春先に起こる台風は、低緯度で発生し、低緯度地方では東から西へ向かって風が吹いているので、台風はそのまま西へ進み、フィリピンへ向かう事が多い。

しかし夏になると、台風が発生する緯度が高くなり、

西へ流されながら次第に北上するが、日本等が位置する北半球の中緯度地方に来ると、上空では西から東へ強い偏西風が吹いているので、台風は高気圧の周りを回って、速い速度で日本の方向へ向かってくるらしい。

そして秋が深まると、また台風の発生は低緯度へ移り、日本に向かいにくくなるようだ。当たり前のように思っていた自然現象にも、ちゃんと理由があった。

初冬の現在、台風22号がフィリピンに接近している。自然現象の理屈通りであれば、日本には向かって来ないはずなので、進行方向を興味深く見守っているところである。

台風はその呼び方も世界各国、また地方によって様々な呼び方がある。発生メカニズムもなかなか興味深いので、もう少し研究してみようと思う。(杉野 嘉則)

新春  
特集

## 新年に想う 年男・年女

江崎 太策(4月22日生)



七つの節目を乗り越え、八十路の仲間入りとなりましたが、この長い道程の中で、ご披露できるようなお話もないのが、寂しく感じられます。乗鞍岳の麓で生まれ育ち、終戦の翌年小学校の高等科を卒業、上の学校へ進みたかったけれど、父亡き母ひとりの家計ではそれも叶わず、卒業の翌日から地元製の製機所へ就職した。昨日までの友は新しい鞆を下げて高校へ通う姿を横目で睨みながら、口惜し涙に暮れたこともあったが、折良く、斐太高校通信教育部から、入学の誘いがあり、神のお助けと即入学した。覚悟の上とはいうものの、昼間のきつい労働の疲れと闘いながらの通信教育のレポート作りが、夜遅くまで続く日々が七年あまり続いた。その間に受験して合格していた公務員試験などがあり、そのうち、国税の方から採用通知がきて、七年あまり続いた山の生活ともお別れし、憧れのペンで生きる生活が始まった。以来、何年か経ち、先輩たちのご指導のお蔭で、一人で調査に出掛けられるようになり、或る木材機卸会社へお邪魔したときのことである。一日目が終り帰りは倉庫の中を歩いて帰ろうと思立ち、松杉などの懐かしい香りを楽しみながら歩いていると、急に木の香りが優雅な香りに変わったのである。桧の香である。目の前には桧の板、柱が並んでいた。しかし、在庫表には桧の在庫は0であった。踵を返して事務所に戻ったことは当然である。桧は松杉などと比べて数倍の高値であるために在庫も小であったが、以前山の中で暮らした時に嗅いだ桧の香りを忘れなかったことが幸いだったと思われる。以上は第一の人生の思い出話ですが、お許しを頂いている第二の人生は、バッチを汚さないようにつとめてゆきたいと思っています。

岡田 逸馬(7月11日生)

## コンピューター囲碁と私



世界最強囲碁ソフトといわれるソフトを手にすることができた。早速お手合わせ願うとビックリ仰天、強いこと強いこと。それに何とも着手が早い。人工頭脳がこれほどのものかと感心する。チェスの世界はとうの昔に、将棋の世界も最近コンピューターに太刀打ちできないようだ。いよいよ囲碁の世界も敵わない時代になりそうだ。

囲碁は別称で手談とか爛柯(らんか)といわれる。手談は文字どおり手でお互い会話する。「おぬしなかなかやるな」「いやいやあなたほどでは」と相手を褒めたり、その相手を謙遜したり、口でものを言わなくても打ち下ろす一手一手が雄弁にお互いの心の中を語って対局する。だが相手がコンピューターだとそうはいかない。感情がない。情緒がない。意地の張り合いがない。すべて計算づくでくる。こちらは一手一手時間を掛け、先をよみ、変化を考え、最善をつくし、気力と体力、それに少ない知力もすべて注いで一局を打っているのにコンピューター様は一瞬で返答する。疲れしない。素晴らしい能力だけで対応する。爛柯とは、むかしむかし樵(きり)が木を伐るため山の奥深く入って行ったところ童子が碁を打っていた。囲碁好きでたまらず傍で眺めていた。気づくと持っていた斧の柯(え)がまるぼろに爛れて(ただれて)いた。山から里に帰ると知っている人は誰一人もなく百歳になっていた。中国四千年前の伝説だが、時を忘れてしまう碁の魅力はコンピューターでは感じられない。

仕事ではコンピューターは文句も言わず一日中よく働いてくれるが、趣味の囲碁ではしっかりと私を苛めてくれる。味気ないのか素晴らしいのか良く解らないが一生のお付き合いだ。

我が人生を一局の碁に例えれば今はすでにヨセの段階。仕上げを上手にもっていきたい。

新春  
特集

## 新年に想う 年男・年女

篠田 好平(2月10日生)

## 年男に当たり



皆様、新年あけましておめでとうございます。

今年で、私も六十歳となり還暦を迎える未年です。一見大人しく従順で集団行動を好み、じっと周りの行動を観察しどう動くべきか考えているのが未年の基本性格とかで、人当たりがよく温和で困っている人を見ると何とかできないものかと考え、親切にしようと頑張ってしまう。人との争いや対立を好まないの口喧嘩をすることも余りなく、往々にして人間関係は良好。また、物事にはかなり慎重でギャンブルや先の読めないチャレンジには考え過ぎる程考え、やはり手を出さなかったということも多々あり、天性の気の弱さもあるとか。綺麗好きなので住居も整理整頓を怠らず落ち着いた生活を送る人が多いようです。未年の弱点は、人に親切にしたいと常に思うその優しい性格から、頼まれると嫌と言えない。この点を注意しないとあれもこれも頼まれ事で人生を費やしてしまうことになりかねません。しかしながらその反面実は曲がったことを許せない頑固で芯が強く、時には正義の味方の如く立ち向かう時もあったりで時の上司に『お言葉を返すようですが…』と言ったことも何度かあり、さぞかし上司からも『うるさい奴だ』と思われたことでしょう。また、時代を先取りする才能を持ち合わせており、独特な世界観で自分の世界を築き上げていきます。仕事も自分なりの解釈でじっくりと取り組み積み重ねコツコツとやり遂げるので、周りからの信頼を勝ち取り、何かと仕事を頼まれます。地道な性格故に進み方は人より遅く、突然頭角を現すということはありませんが、忍耐強く努力を重ね中年期以降に運気が上昇する人が多いようです。また、気遣い上手にできるので人にも恵まれ、堅実さ放浪費も少ないので貯蓄も上手に進めていくというのが世の中の未年の性格だそうです。改めて自分に置き換えて考えますとかなり当たっていると思います。

最後に、人生の大半を税務の世界で過ごして来ましたが、多くの良き先輩や後輩に恵まれ、その支えがあったからこそ今の自分が居るとの思いが一層強く感じます。税理士を天職との思いを胸に今までの経験を活かして文字通り税務当局と納税者との中立的な立場に立ったより良き仕事を今後ともしていきたいと強く思う次第です。これから皆様方のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

清水 直江(6月1日生)



新年あけましておめでとうございます。

今年で4回目の年女になります。

日々、年齢を感じる今日この頃ですが、ずっと続けているスポーツがあります。それは水泳です。

小学生のころ、名古屋市の水泳教室に通って四泳法を習いました。中学・高校では器楽部やバスケット部に所属していたので水泳とは距離を置いていましたが、大人になり水泳を再開しました。それほど速いタイムでは泳ぐことはできませんが、時間のある時は1500~2000mを泳ぐようにしています。

水泳は全身運動で水に入っているだけでもずいぶんと体力を消耗します。また心肺機能も高めることができ、健康増進にはもってこいのスポーツと実感しております。加えて、怪我をすることが割合と少なく、安全に長く続けられるスポーツと思います。

コスト面から考えてもそれほど費用がかからず、税理士の意見としましてもコストパフォーマンスの高いスポーツと言えます。

マスターズの大会では5歳ずつに年齢を区分してその区分の中で順位を決めます。年齢を重ねるのはあまり気持ちよくありませんが、年齢区分が上がる時だけは少し得した気分になります。その年齢区分では一番若手になり、競技上有利になるからです。次の年齢区分は50~54歳ですが、今度の区分UPは有利にならないかもしれません。というのも、女性ですと、熟女になるにしたがって、子育てや家事から解放されたスイマーが練習を重ねて全体のレベルが上がってくるからです。私もその仲間に入りたいところですが、まだ子育ても仕事も道半ば。

もう少し時間が取れるようになって、いつかは年齢区分別で1位になれる日を夢見つつ今日という日を邁進してまいりたいと思います。

新春  
特集

## 新年に想う 年男・年女

津田 明人(1月23日生)



新年あけましておめでとうございます。

今年で60歳になるのですが、元気で幸せにこの年を迎えられて大変嬉しく思っております。

私は、毎年欠かさず実行していることがあります。それは、F1グランプリを観戦するため鈴鹿サーキットへ行くことであります。

初めての頃は、A・セナやA・プロスト、N・マンセルといった名ドライバーが現代のようなオートマチックトランスミッションや数々の電子的装備を持たないF1マシンを操ってきました。特にA・セナは有名なのですが、コーナリングの際にセナ足と呼ばれるアクセルワークを行い、コーナーを駆け抜けていきました。

鈴鹿の第一コーナーの手前は、現在でもF1マシンがとても近い距離で時速300kmから減速し、バトルをするところが見られる場所です。その爆音とオイルの匂い、1トン程の車に当時1000馬力を超えるエンジンを積み、感覚的には車が先に通過して、音が後から聞こえるほどなのです。少し恐怖を感じるほどの衝撃と興奮を感じます。まさに、ライブでしか味わえないものだと思います。

グランドスタンドもパドックもシケインもヘアピンも観戦しましたが、レースの展開を見るということでは、適さないかもしれないですが、F1マシンとそのスピードを感じる場所はやっぱり第一コーナーなのです。観戦するには第二コーナーがベストです。

今年はハイレゾにも挑戦します。楽しい計画や予定が満載です。

そしてまた、今年も元気に楽しくF1観戦に出かけたいと思います。

皆様も素晴らしい1年でありますように、今年もよろしく願います。

津田 加代子(9月8日生)



新年あけましておめでとうございます。

先生方もお元気で明るい新年をお迎えになられたことと思います。

お陰様で私も幸せ一杯、夫婦仲良くひつじ年生まれの年男・年女になりました。

高校時代に遡り、夫とは一緒に机を並べて仲よく勉強して、幸せな結婚をし、そして元気で優しい子供に恵まれました。亡き夫の父(税理士)の意思を受け継いで、夫婦で税理士という誇り高い仕事に従事できますことは、大変光栄なことだと思います。税理士として本当に素晴らしい人でした夫の父のお陰と心から感謝しております。

そして、私には高血圧と膠原病という病気はありますが、平和で幸せな毎日を過ごすことができるのも皆々様のお陰と喜びを感じつつ、新年を迎え改めて心引き締まる思いです。

まずは、家族に感謝し、親戚、友人、事務所のスタッフの皆さん、顧問先の皆々様、そして多くの関係者の方々、家族の心を癒してくれる可愛い犬たちなど、思えば本当に皆様に支えられて生きてこられたということに対して、感謝の気持ちで一杯になります。

これからも、今まで以上に皆様のお役に立ち、喜んで頂ける色々な事柄を行いたいと思います。私自身が皆様からこんなに幸せにして頂いているので、私を頼ってください皆様を精一杯幸せにできる人間として日々成長していきたいと思います。時には、辛いこと、悲しいこと、厳しいこともありますが、それは人生の勉強だと思い、乗り越えていきたいです。

今年も一年、皆々様にとりましても平和で良き年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

新春  
特集

## 新年に想う 年男・年女

服部 二三男(2月26日生)

## 新年に想う



昭和支部の皆様、新年あけましておめでとうございます。

私が主題の寄稿依頼を受けましたのは、12年前に続き2回目であります。これもまた新年の吉祥かと思えます。

さて新春の実感是人さまごですが、私は言うなれば1931年製のSLです。今は傘寿駅を後にして次の駅に向かって白煙を吐きながら走行中です。線路は勾配やカーブ有で一様ではありません、次の駅は遠くありませんが、その辺は落石注意の表示もあり、油断せず無事に定刻着を目指したい。

ノスタルジック的に想いを馳せれば、こんな情景が浮かんできます。

以下健康談議のような話になりますが、某医師の話では80代になると、平均して8種類の病気を持つと自著の本に書いています。

実は診察券の数では私でも7枚ありました。当たらずといえども遠からずと納得しました。

さて現代は乗り物に頼りがちです。身近にできる歩行速度の自己テストは、いかがでしょうか。人間にとって歩くことは日常欠かせない行動ですが、その速度について、遅いとされるのは、時速にして3.5km以下、更に分速にして36m未満にまで落ちると明らかに異常と判断されるとのことです。

私は普段歩行速度の遅速は気にしていません。それより安全歩行には注意しています。たとえば歩行者信号がバカバカしはじめたら急ぐのはバカバカと自分に言い聞かせて待つことにしています。

「のんびりとせっかち」は性格の問題ですが、現代社会にはストレスという得体の知れぬ病があります。自説ですが、これは不安と不満の合併症で万病の源泉ではないかと思えます。

これさえ取り除くことができれば大半の病は発症せず、つまり余計な心配は停止するに限るようです。

皆様のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。

松本 正美(10月12日生)

## 新年に想う



新年明けまして、おめでとうございます。

2015年の年頭に当たり、早6回目の年男を迎えることになりました。まだ若いつもりですが、今年72歳になります。

毎年、今年こそは明るいニュースで始まり一つでも多く平和なニュースが聞けたらと願っています。

昨年は、自然災害が数多く起き、色々な出来事があり、改めて自然の猛威の恐ろしさを知らされました。

経済面では、円安、消費税等の増税、物価高騰が続きましたが、今年はどうのように推移していくのでしょうか。

仕事の面では、安倍政権になってから特に感じられるのは、各種の優遇税制への改正があり、顧問先の事業内容、設備投資等を把握し優遇措置の適用漏れのないよう注意していきたいと思っています。消費税率10%に増税することが予定され、食料品については8%に据え置くことが協議されている。実施されると10%、8%、非課税、不課税と区分しなければならず、これ以上複雑にしないことを願うばかりです。

また、秋にはノーベル物理学賞を名古屋に縁のある方が受賞され大変うれしく思っています。

スポーツ面においてもテニスの錦織圭選手を始めアジア大会では水泳、レスリング、体操、卓球、陸上で若い人達の大活躍で大いに盛り上がり沢山のメダルを獲得することができました。今後も大いに活躍することを願っています。

私事ですが、マンションで毎年70歳以上の方々の敬老会が開かれていますが、昨年初めて参加し改めて年齢を再確認した次第です。

体も健康ですので、微力ではありますが、生涯現役で1日でも長く続けていきたいと思っています。

毎年先延ばししている年に1~2回は妻との旅行を実現したいと思っています。

新春  
特集

## 新年に想う 年男・年女

吉田久美子(11月28日生)

新年に想う  
年男・年女

新年あけましておめでとうございます。

今年は「未年」、12年に一度巡ってくる私の干支です。

この度、支部会報への寄稿のご依頼を受け、年始のご挨拶をさせて頂く機会を頂戴し嬉しく思います。

さて何を書かせて頂こうかと思ひ悩み、浮かんできたのは、イエス・キリストが人間のことを「迷える子羊よ」と例えたフレーズです。

その通り何につけても迷うことばかりで、例えばスーパーでりんご1つ選ぶにしてもどれにしようかと幾つも手に取り立ち止まってしまいます。そこである時から、「迷うのは3回まで。」と自己ルールを定め、それにより買い物時間がかなり短縮されました。

あっという間に一日、一か月、一年が過ぎると感じる中で、悩む時間、迷う時間、さらにぼんやりする時間など無駄な時間を過ごしていたことを実感します。のんびりでいいので、これら無駄な時間を少しでも解消し、有意義な生きる時間を増やし積み重ねたいと思います。

ところで、仕事において、先の品定めとは違いますが迷うこと多々あります。

4回目の年女となり子羊とは言えませんが、この迷える羊に、本年もご指導の程よろしくお願い申し上げます。



吉田 正子(1月28日生)

年女としてまた一つ人生の節目を迎えた。ただ、節分前の生まれなので、「未」の顔した「午」(魂は「ひのえうま」)であるが、ここは一見大人しそうな「未」の仮面をかぶって書いてみたい。

12年前、その2年前に税理士登録をし、子どもが2人生まれ、勤務しながら仕事場と家と保育園を往復する、目の前のことをこなすだけの精一杯の毎日だった。独立してマイペースに仕事をする道もあったかと思うが、まだまだ税理士として自信がない私は勤務の道を選んだ。独立してもそうそう仕事らしい仕事はこない。それより、勤務先である程度の規模の法人や相続の仕事などをこなし、経験を積みたいという気持ちが強く、結局勤務時代が10年続いた。家事・育児をまめにやる気質ではないので、勤務して仕事に打ち込むことがある種の逃避になっていたことも否めない。4年前に独立し、近頃は子どもの姿を見て、小さいころの子育ての手抜きが今頃きいてきたとつくづく感じる。昔もついろいろ子どもにつきあってあげてたらもう少し手先が器用な子になったのでは?とか、読み聞かせをしていたら国語の成績もましになったのでは?など反省材料は満載だが、あくまでも前向きにとらえ、今自分が出来ることは?と考えたところ、今は6年生の息子の算数の勉強につきあう毎日である。

12年の間、趣味も少し変化した。もともと大学は音楽が専門。子どもの保育園で合唱をやる機会がありしばらく楽しんでいたが、3年くらい前、勤務時代の顧問先にたまたま近所ではったりお会いし、その方が詩吟の師範だったこともあって教室に通うこととなった。昨年の秋、初段の免状も頂いて、今ではすっかり詩吟にはまっている。不思議なことにここ2年間風邪をひいていない。詩吟では息を吐ききって吸う、しかも鼻呼吸これが非常に体に良いらしい。着物も詩吟を発表する時、時々着ている。

これからの12年もいろんな方との出会いを大事にし、何かお役にたてる自分でありたいと思っている。



# 11月支部研修

(平成26年11月14日開催)

## 「裁判例等から学ぶ『名義預金等』の 帰属判定と相続税調査への対応」

講師：税理士・名古屋学院大学大学院客員教授  
竹本守邦 氏



### I 被相続人以外の名義の財産に係る帰属判定の 諸要素

#### 1. 名義財産

(1) 名義財産とは一般に相続人以外の財産で、当該被相続人の財産に該当するものをいう。

(2) 名義財産の種類

- ①名義預貯金
- ②名義有価証券
- ③名義不動産

#### 2. 私法関係準拠主義

税法の解釈は、まず私法上の真実の法律関係を把握し、それを個別税法の規定に当てはめることを原則とする。これは、別段の定めを除き、資産税関係の法解釈では特に顕著である。もちろん、名義財産の帰属判定においても妥当する。

#### 3. 裁判における名義財産の帰属判定基準（国税不服審判所平成23年5月16日裁判）

- (1) 名義財産の原資の負担者
- (2) 名義財産に係る取引や口座開設の実質の遂行者
- (3) 名義財産の管理
- (4) 名義財産の運用
- (5) 名義財産に係る利得の享受

上記(1)～(5)の要素、その他名義人と実際に管理又は運用をしている者との関係等を総合的に考慮

して判断すべきである。

これは、東京地裁平成20年10月17日判決における帰属判断基準と同様の基準である。

#### 4. 名義不動産

「登記簿上の名義が真実の所有者を反映していることが多い。所有名義の移転は、実態関係を反映していると考えるのが相当である。」（大阪高裁平成13年3月1日判決）として、登記名義に従った不動産の帰属認定を行った。これが原則的な考え方であり、不動産の名義人は真実の所有者であるとされている。（例外：共有名義の賃貸建物に係る収益を全て被相続人が享受し、所得として申告している場合）

#### 5. 留意点

(1) 相続人名義の定期預金について、贈与税の申告と納税がなされている等の理由から、贈与を認め、更正処分を一部取り消した事例（国税不服審判所平成11年3月29日裁判）により、期限内の贈与税申告は、贈与契約の成立を強く推認させる証拠となるものと判断される。

(2) 財産の帰属の判定において、財産の管理及び運用を誰がしていたかということは、重要な一要素となるが、夫婦間においては、決定的な要素であるということにはならないとしている。（東京地裁平成20年10月17日判決）

#### 6. 名義有価証券の内、取引相場のない同族会社株式等について

これまでの判断基準に準拠し、帰属判定基準の諸要素を総合的に考慮して、当該株式の真実の所有者が誰であるかを判定することになる。特に

- (1) 払い込み資金出捐の有無
- (2) 株主としての権利行使状況
- (3) 配当金受領の有無やその方法
- (4) 念書等の存在
- (5) 株券発行の有無と占拠状況等

は、是非確認したい。

### II 名義財産を相続税申告から除外することと 重加算税の賦課要件との関係

#### 1. 裁判例の趨勢

納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からも窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである。

## 2. 他の相続人等に対する重加算税の賦課

共同相続人の一人に対して相続税の申告手続きのすべてゆだねた他の相続人等は、ゆだねた相手が隠ぺい、偽装を行い、それに基づいて申告が行われた場合には、当該他の相続人についても重加算税の賦課を相当と判断した。(東京地裁平成18年9月22日判決)

被相続人の配偶者が、隠蔽偽装行為を行った場合、当該金額は配偶者に対する相続税額の軽減を受けることはできない。

## Ⅲ 相続税調査への対応

### 1. 目的と内容

昨今の相続税調査は、名義財産の確認や、生前贈与財産(一般に法定申告期限後6年経過日の除斥期間内のもの)の確認等を主な目的とその内容としている。なお、名義財産については真実の所有者を認定するものであるから、課税権の除斥期間とは関係がない。

### 2. 質問内容

- (1) 被相続人の死亡原因と療養期間→被相続人の意志能力や行為能力がいつまであったのか
- (2) 被相続人の経歴、職歴→財産形成の過程と量の推定
- (3) 被相続人の趣味→ゴルフ会員権や骨董等の存在確認
- (4) 被相続人の財産の管理者→名義財産の判定や隠蔽偽装の認定に影響
- (5) 各相続人の職業及び所得→固有財産の原資の有無
- (6) 被相続人から相続人への生前贈与の状況→固有財産の原資
- (7) 配偶者の経歴、職歴及び相続等による財産の取得状況→配偶者の固有財産の原資

### 3. 資金移動明細

申告前において、被相続人口座と各相続人間の資金異動明細を作成し、不明な入出金について、原因を解明しなければならないが、解明不能な場合は、事実認定における「疑わしきは納税者の利益に」の原則によるべきである。

### 4. 名義財産と認定したものの相続税申告

税理士が名義財産と認定し、確認資料により各相続人の了解を得たものは、遺産分割協議書へ明記し、相続税申告書に反映させ、申告及び納付の指導をする。

(研修部 中根恵美)

# 12月支部研修

(平成26年12月12日開催)

## 1. 「平成26年分年末調整について」

講師：昭和税務署 法人課税第七部門  
統括国税調査官 大山真由美 氏



### (1) 通勤手当の非課税限度額の引上げ

#### ① 所得税法施行令の一部改正に伴う通勤手当の非課税限度額の引上げ

所得税法施行令の一部改正が行われ、自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられた。また、これに加え、新たに「通勤距離が片道55キロメートル以上である場合」という区分が追加された。

#### ② 年末調整による精算

この施行令の施行日は平成26年10月20日であるが、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用される。それに伴い、施行日前に既に支払われている通勤手当については、平成26年の年末調整の際に精算することになる。

精算の手続きとして、平成26年分の源泉徴収簿の年末調整欄の余白に、「非課税となる通勤手当」と表示して、計算根拠及び新たに非課税となった部分の金額を記入することが必要となる。

#### ③ 源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の支払金額欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入する。

なお、年の中途に退職した人に対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、支払金額欄を訂正するとともに、摘要欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付する必要がある。

#### ④ よくある質問例

平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当であるが、4月1日以後に支払われたものについては、適用対象とはならない。

給与計算ソフトの修正が間に合わず、源泉徴収簿に計算根拠が記載できない場合でも、正しく年末調整の計算金額が記載されていて、計算根拠が保管されていれば問題はない。

年末調整での精算が間に合わないため、給与受給者に所得税の確定申告をしてもらうことで代用させるということは出来ない。年末調整の再計算が必要となる。

#### (2) 復興特別所得税の計算

昨年、復興特別所得税の計上漏れが多かったため、関与先が年末調整計算などを行っている場合は、注意喚起をお願いしたい。

#### (3) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上住所を有することにより居住者となる人については、原則として年末調整の対象となる。

外国人の親族における扶養控除については、居住者と生計を一にしているということならば認められる。この親族であるかどうかの確認は、戸籍謄本や本国政府が発行した公認証明書や出生証明書で可能となる。また、生計を一にしているという確認は、国外送金依頼書や、現金を手渡ししている場合は扶養親族からの上申書による。

扶養親族の数に変動があった場合は、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を再提出してもらうようにする。

#### (4) 障害者控除

愛知県と名古屋市には、障害者について、それぞれ独自の手帳がある。

愛知県の療育手帳では、障害の程度がABCのアルファベットで記載されている。Aの場合は特別障害者、BとCの場合は一般の障害者となる。

名古屋市の愛護手帳では、障害の程度が1から4までの度数で記載されている。度数が、1と2の場合は特別障害者、3と4の場合は一般の障害者となる。

#### (5) 寡婦控除

寡婦控除については、婚姻が前提となっているため、婚姻の事実がない事実婚や未婚の母については、適用とならないことに注意する。

#### (6) 社会保険料控除

翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる前納保険料については、所定の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となる。

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料を前納することができる旨の規定がある場合に前納したものは、その前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入してある場合には、その全額を年末調整の際に控除しても差し支えない。

## 2. 「平成27年度償却資産(固定資産税)の申告について」

講師：金山市税事務所 固定資産税課  
償却資産係 係長 田中敦 氏



#### (1) 提出先について

償却資産の所在する区ごとに申告書・種類別明細書を作成し、提出すること。

#### (2) 注意点

① 一括償却資産については課税対象外であるが、中小企業者等が租税特別措置法を適用した場合の30万円未満の少額償却資産は課税対象となる。

② アパートを建てられた方、テナントの方、太陽光発電設備を設置された方で、償却資産を所有している方については、土地・家屋とは別に、償却資産の申告を行う必要がある。

③ 固定資産評価基準の改正に伴い、平成27年度から、集合玄関機等のインターホン設備は、家屋で評価することとなったため、償却資産の申告は必要ない。

また、既存の申告済み資産については、平成27年度以降の申告から除却する。

(研修部 日高正樹)

## 相続セミナーと無料税務相談



毎年、昭和税務連絡協議会ではイオン八事店とフィール堀田店にて「税を考える週間」のイベントを行っています。昭和支部では11月16日(日)にイオン八事店にて、来年大幅改正される相続税についてのセミナーと個別税務相談を担当しました。会場のイオン八事店が今年改装されたこともあり、例年とは開催場所が変更(1階から4階)になったため参加者が少なくなるのでは・・・と心配していたのですが、協議会の皆様のインフォメーションとやはり「改正相続税法」の関心高さからか、開始前から用意されていた座席が埋まる盛況ぶりでした。セミナーでは、相続税の基礎控除の縮小など改正点を中心に基本的な事項や計算方法



を、セミナーを担当した会員の知恵を絞ったパワーポイントによるテンポの良い解説に、笑いあり、納得のうなずきありと参加された方々の満足そうな顔が印象的でした。

その後の無料税務相談では、3人の会員が相談員として担当しましたが、例年は年末調整や住宅ローン控除・医療費控除など所得税関係の相談が中心でしたが、セミナーを聴かれた後ということもありほとんどが相続・贈与税関係の相談でした。相談者の方は実際に現在相続の手続きを行っていたり、財産の分け方によって税額は違うのかなどと具体的

な相談もありましたが、事前にイベント情報をイオンの広報誌に掲載はしていただきましたが、当日買い物に立ち寄ったところセミナーや相談会を知った方も多く、相談内容をまとめるのがなかなかうまくいかず、限られた時間の中では回答が難しい相談も多くありました。



また、会場に貼り出したe-Taxのポスターを見て、「やってみたいのですが難しいんですよねえ」と声をかけてくださる方もいらっしゃいました。何年か前までは「これって何ですか??」と聞かれていたのに、実際には行っていないくてもe-Taxの知名度は確実に上がっているんだなあと感じました。

今年は消費税が8%へ税率変更があったこともあり、税金に関する話題を目にする機会が多くなりましたが、税の専門家として正しい情報を的確にお伝えできるよう心がけなくてはと改めて感じた一日でした。



瑞穂1班

## 坂上 洋子

昭和支部の皆様初めまして。坂上洋子と申します。

本年7月に税理士登録をし、昭和支部に入会いたしました。現在は瑞穂区で開業しています。元々算数が大の苦手だった自分が税理士として日々数字と向き合うことになろうとは夢にも思いませんでした。

40歳を目前にし仕事に限界を感じていた頃、たまたま簿記3級講座を受講し複式簿記の奥の深さに感動しました。その後経理の派遣社員として働きながら勉強し1級に合格した際、これで正社員として安定した仕事に就けると期待したのですが、門戸はなかなか開かれず、こうなったら税理士として独立するしかないと考え、専門学校のカリキュラムに入学したのです。そこでは親子程に年の離れた若者と机を並べて勉強するのですが、若者達の電卓のスピードに圧倒され、容赦なく掲示される試験結果の順位に一喜一憂し、また我が身の不甲斐なさに年甲斐もなく涙し先生達を困惑させたりしました。良き受験仲間や先生方に恵まれ、青春が遅れに遅れて再びやってきた思いでした。

税理士試験に無事合格し会計事務所での勤務を経て現在に至るのですが、よく言われる通り、合格はスタート地点に過ぎないということを痛感しています。実務においては所与の条件があるわけではなく様々な場合を想定しての判断が求められますし、めまぐるしく改正される税制への対応は不可欠です。あまり得意ではないパソコンも使いこなさないとはいけません。やはり遅きに失したかと意気消沈しますが、いやいや元気でいればあと30年はいけるだろうと自らを励ましています。

税理士としてスタートラインに立てたことに感謝し、日々努力してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



天白7班

## 室賀 美幸

昭和支部の皆様初めまして。室賀美幸と申します。

私が税理士・会計士になることになったきっかけは、親族に税理士や会計士がおり、その存在は身近なもので、また出産や育児を経ても、資格のある職業であれば女性でも仕事を続けていけるのではと単純に考え、会計士の勉強を始めました。

試験合格後、監査法人に就職、職場の仲間に恵まれ、仕事に熱中する毎日をご過ごしました。仕事が面白くなってきた頃、第1子を授かり、産休・育休を経て復帰、仕事・育児の両立生活が始まりました。慣れない子育ての日々で、子供や自分が繰り返し体調を崩し、仕事と家庭の両立の厳しさを身をもって実感しました。そんな日々が悪戦苦闘する中、第2子を授かり、働き方について改めて考え始め、監査法人を退職し、税理士事務所へ働く決断をしました。監査法人であろうと、税理士事務所であろうと、仕事に対して真剣に取り組む姿勢は当然ながら同じです。しかし、税理士は将来的に個人で仕事することも可能な職業であるため、自分のペースを掴むことができるのではないかと考えました。まだ税理士業務を始めたばかりであり、経験も浅くこれからの私ですが、仕事・家庭どちらも私にとっては重要なものであり、どちらも大切にしながら、これから仕事を続けていきたいと思っております。

昭和支部には女性会員の方が生き生きと活躍されていると聞いております。先輩方と交流しながら、自分の道を探していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。



天白1班

## 岸野 悦朗

この度、昭和支部で登録させていただいた岸野と申します。よろしくお願いいたします。

私は、1981年に国税庁に採用されて以来、これまで国税庁、大蔵省、名古屋国税局をはじめとする各国税局、裁判所、大学等経験した後、3年前に国税不服審判所に配属され、本年7月に国税庁を退職し、現在南山大学経済学部で税法関連科目担当の教員として勤務しています。

国税当局に在勤中は、適正・公平な課税に心掛けるべく、賦課徴収に関する個別事案等に関して種々の検討に努めたつもりでありましたが、国税不服審判所配属後は各事件に係る具体的な証拠資料を検証しつつ事実認定を行うとの事件処理の中で、処分に対する当局側の立証が不十分と感じる事件が意外に多く、中には一部取消しせざるを得なかった事件も何件ありました。

一方、不服審査に関して他会ではありますが、税理士の方々に状況を伺ったところ、ほとんどの方が審査請求事務未経験とのことでした。

現在、当局では環境変化に伴う新種の事件が多くなる中、審理事務の充実に努めていますが、効率的に的確さを追求するためには、事実認定やその評価について税理士・審判所・裁判所等の第三者部署があらゆる角度から検証しつつ、適正な判断に必要な立証に向けての事実認定に関する相場観を形成していくことが肝要であると思います。

その意味で適正・公平な課税の実現に向けての税理士の果たす役割は大きく、その中で昭和支部が審理の先駆的役割が果たせるよう私も教員活動を通じて努力し、また、支部活動等の機会に皆様方と意見交換できたらと思いますのでこれからもよろしくお願いいたします。



昭和16班

## 白井 博美

昭和支部の皆様、はじめまして。2014年9月に税理士登録をし、昭和支部に入会させていただくことになりました白井博美と申します。現在は森野稔税理士事務所にて補助税理士として勤務させていただいております。今回登録できたことも、関与先の方々を始めとする多くの皆様方の励ましやご指導によるものと、心より感謝しております。

私は昭和62年に中村区の税理士事務所に就職し、その後平成6年からは現在の勤務先にて、法人・個人のお客様の巡回監査、申告書の作成その他税理士補助者として経験を積ませていただきました。就職した当時は現在とは違い、コンピュータが今ほど普及しておらず会計業務はコンピュータで行っていましたが、申告書類等の作成業務については、すべて手書きで行っていたので、申告書を作成することにとっても苦労しました。学生時代に法人税法、所得税法、相続税法の基礎的なことは学んではいましたが、机上の知識だけでは実務に対応できないことを痛感しました。それでも、諸先輩方に恵まれたこともあって今までどうにかやってくることができました。

今後も税理士として日々変化する税務・会計制度に対応し、お客様のニーズに応えることができるよう慢心することなく更なる自己研鑽に励んでいきたいと思っています。

昭和支部の諸先輩の先生方におかれましては、微力ながらも貢献できるよう精進してまいりますので、何卒、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。申し上げます。

## 【11月の月例集会】

平成26年11月14日(金) 13時30分より  
名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署よりの連絡事項)

1. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発行日について
2. 年末調整関係用紙の交付開始時期について
3. 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載について
4. e-Taxの利用勧奨について
5. 消費税及び印紙税に関する書面照会の実施について

(支部より連絡事項)

厚生部：支部旅行会費返金について  
研修部：今後の研修会について  
総務部：今後の予定について

## 【12月の月例集会】

平成26年12月12日(金) 13時30分より  
名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署よりの連絡事項)

1. 国外所得の適正申告について
2. 「財産及び債務の明細書」の記載内容の充実について
3. 「国外財産調書」の提出について
4. 源泉所得税未納整理時の照会等に対する協力依頼について
5. 国家公務員倫理法・倫理規程について
6. 「税理士事務員名簿」等の提出依頼について

(支部より連絡事項)

税対部：無料相談割付発送について  
研修部：今後の研修会について

## 【昭和支部幹事会】

平成26年11月14日(金) 17時30分より メルパルクNAGOYA

1. 審議事項
  - (1) 支部臨時総会召集について
  - (2) 支部規約の一部改正について
2. 承認事項
  - (1) 準会員の入会について
3. 報告事項
  - (1) 支部事業中間報告
  - (2) 支部会計中間報告
  - (3) 固定資産取得のガイドラインについて
  - (4) 支部研修旅行の中止について

## 支部からのお知らせ

## ・臨時総会

平成27年1月9日(金) メルパルクNAGOYA  
1月月例集会及び研修会  
研修会「ドイツ・ミュンヘン税理士会訪問報告」  
税理士 小川令持氏 小栗正章氏 荒川章三氏

## ・2月の月例集会

平成27年2月13日(金)  
名古屋市天白文化小劇場から  
名古屋市中企業振興会館に変更

## ・夜間研修会実施報告

「消費税－複数税率の法的問題点－」  
講師：奥谷 健氏  
日時：平成26年11月7日(金)  
場所：今池ガスビル

「タイムリミットで考える相続税の諸問題」

講師：山本 和義氏  
日時：平成26年12月10日(水)  
場所：栄ガスビル

編集  
後記

今年度のソフトボール大会は、残念ながら中止でした。この大会のために半年間ほど練習や練習試合を重ねてきただけに、なおさら残念でした。

そして、ふと、あと何年ぐらいできるのだろうか、と考えました。最近は四十肩、五十肩や老眼に悩まされ、ボールを投

げることもままならない状態です。

でも周りを見渡すと大先輩方が大勢活躍していらっしゃいます。まだ老け込んでる場合じゃないと自分に言い聞かせ次年度の大会も優勝目指して頑張ってみようと思います。

他支部のソフトボール同好会ですが(笑)。(西澤 洋介)